

# 死亡した方の準確定申告をする場合の記載例②

申告をする必要のある所得が不動産所得のみである方が死亡した場合  
(相続人や包括受遺者が2人以上で、代表者の指定なし)

(所得及び所得控除に関する事項)

- 不動産所得 (参考2) 青色申告決算書(農業所得用)のとおり
- 社会保険料控除 国民健康保険 498,200円、国民年金 530,550円
- 生命保険料控除 旧生命保険料 246,000円
- 地震保険料控除 地震保険料 12,000円

○ 手順等については、記載例において表示している「令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

## 【第一表】

令和2年2月17日 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書B

住所: XXX-XXXX 個人番号: FA0125

フリガナ: コクセイイ タロウ 氏名: 被相続人 国税 太郎

性別: 男性 職業: 不動産貸付業 生年月日: 50.11.16

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	計算	その他
事業等 7	事業等 1	社会保険料控除 10	課税される所得金額 (26)	課税される所得金額 (26)	配偶者の合計所得金額 (49)
不動産 8	不動産 2	生命保険料控除 12	上の26に対する税額又は第三表の27 (27)	112800	青色申告特別控除額 (51)
配当 9	配当 3	地震保険料控除 13	配当控除 (28)	00	雑所得・一時所得等の源泉徴収税の合計額 (52)
利子 10	利子 4	寡婦・寡夫控除 14	配当控除 (28)	00	未納付の源泉徴収税額 (53)
雑 11	雑 5	勤労学生・障害者控除 15	配当控除 (28)	00	本年分で差し引く繰越控除額 (54)
総合課税 12	総合課税 6	配偶者特別控除 16	配当控除 (28)	00	平均課税対象金額 (55)
一時 13	一時 7	扶養控除 17	配当控除 (28)	00	変動・臨時所得金額 (56)
一時 14	一時 8	基礎控除 18	配当控除 (28)	00	申告期限までに納付する金額 (57)
一時 15	一時 9	雑損控除 19	配当控除 (28)	00	延納届出額 (58)
一時 16	一時 10	医療費控除 20	配当控除 (28)	00	延納届出額 (58)
一時 17	一時 11	寄附金控除 21	配当控除 (28)	00	延納届出額 (58)
一時 18	一時 12	合計 (21+22+23)	配当控除 (28)	00	延納届出額 (58)
合計 (7+8+9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+20+21+22+23)	合計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+20+21+22+23)	合計 (21+22+23)	申告総税額 (45)	115100	延納届出額 (58)
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	
			第3期分納める税金の税額 (47)	13100	
			源泉徴収税額 (44)		
			申告総税額 (45)	115100	
			予定納税額 (46)	102000	

【第二表】

「準」の文字を書き足します。

手順1  
7ページ  
参照

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-X X-X  
氏名 被相続人 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
		円	円
		④ 源泉徴収税額の合計額	円

○ 雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円
		⑨ 扶養控除額の合計		

○ 配偶者控除又は扶養控除について、第二表に記入が必要な場合には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

○ 特別適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	給付から差引き
					○ 給付から差引き ○ 自分で納付

第二表 (令和元年分以降用) 第二表は、第一表と一併提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書を申告書に添付しなければならない書類

手順3  
13ページ  
参照

平成31年1月2日以降、令和2年1月1日までの間に死亡した方は、令和2年度の住民税の納税の義務はありませんので、「住民税に関する事項」の欄は記入する必要はありません。

○ 配偶者控除又は扶養控除について、第二表に記入が必要な場合には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

作成に当たっての留意事項

- この申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日(例えば、死亡した日[令和元年12月1日(日)]に相続の開始があったことを知った場合には、[令和2年4月1日(水)]までに提出してください。
- 相続人等が2人以上いる場合には、確定申告書と「死亡した者の平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の付表」(記載例は次ページをご参照ください。)を併せて提出してください。この場合、使用する確定申告書と付表は、それぞれ相続人等を通じて1枚で足りります。  
なお、あなたの個人番号を他の相続人等が閲覧できる状態になることを防止するために、他の相続人等と一緒に申告せず、他の相続人等とは別に確定申告書と付表を提出することも可能です。
- 相続人等が1人の場合には、この記載例のとおり付表の提出を省略して差し支えありません。

【ご注意】  
○ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を確定申告書と一緒に提出してください。



(参考2) 【青色申告決算書（不動産所得用）】

F A O 2 2 3

令和 01 年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）

住所	〇〇市△△町X-X-X-X	フリガナ氏名	被相続人 タロウ 田税 太郎	事務所所在地 氏名(名称)	
職業	不動産貸付業	電話番号	XX-XXXX-XXXX	電話番号	

令和 2 年 2 月 17 日

損 益 計 算 書 (自 1 月 1 日 至 1 2 月 1 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
取 入 金 額		必 要 経 費	
賃 料 ①	1 2 1 7 5 0 0	⑬	
礼 金 ・ 権 利 金 料 ②	6 1 0 0 0 0	⑭	
③		⑮	
計 ④	1 2 7 8 7 5 0 0	⑯	
租 税 公 課 ⑤	2 4 0 0 5 0 0	そ の 他 の 経 費 ⑰	1 2 7 8 8 3
損 害 保 険 料 ⑥	2 0 0 4 0 0	計 ⑱	7 8 0 3 0 0 0
修 繕 費 ⑦	4 9 9 1 0 0	差 引 金 額 (④-⑱)	4 9 8 4 5 0 0
減 価 償 却 費 ⑧	3 2 0 0 1 1 5	専 従 者 給 与 ⑲	
借 入 金 利 子 ⑨	1 3 7 5 0 0 2	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑲-⑳)	4 9 8 4 5 0 0
地 代 家 賃 ⑩		青 色 申 告 特 別 控 除 額 (㉑)	6 5 0 0 0 0
給 料 賃 金 ⑪		所 得 金 額 (㉒-㉓)	4 3 3 4 5 0 0
⑫		土 地 等 を 取 得 す る た め に 要 し た 負 債 の 利 子 の 額	

●下の欄には、書かないでください。

⑳	
㉑	

〔青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。〕

〔借入が赤字の人で必要経費に算入した金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。〕

※ ⑳欄が赤字の方で、「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合には、それぞれ次に掲げる区分に応じた金額を確定申告書B第一表の㉑欄に記入します。  
 この場合には、記入する金額の頭部に「㉑」と表示してください。  
 1 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超える場合・・・「0」  
 2 土地等を取得するために要した負債の利子の額が、不動産所得の赤字を超えない場合・・・その赤字のうち、その負債の利子の額に相当する金額を除いた赤字の金額

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。

青色申告特別控除額について

(1) 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義の方を除きます。）で、正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- ① 65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ② 65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われぬ不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

(2) 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除をうける青色申告者以外の青色申告者は、最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- ① 10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額